

2009年7月9日
(平成21年)

藤沢市有料自転車等駐車場指定管理者
財団法人藤沢市まちづくり協会
会 長 飯 塚 征 男 様

藤 沢 市 個 人 情 報 保 護 制 度
運 営 審 議 会 会 長 畠 山 関 之

自転車等駐車場の運営管理業務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，コンピュータ処理並びに目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2009年6月19日付けで諮問（第393号）された自転車等駐車場の運営管理業務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，コンピュータ処理並びに目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (4) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、コンピュータ処理を行う必要性並びに目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在、藤沢市においては14箇所の有料自転車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置しているが、その管理運営を（財）藤沢市まちづくり協会が一括して藤沢市から指定管理者として指定を受け行っている。14箇所の駐車場のうち、12箇所の施設が24時間供用可能であり、午後8時00分（1施設は午後11時00分）から午前6時30分の間と1月1日から3日及び12月31日は管理人を配置せず、無人となっている。

自転車の盗難等を防止するための対策として、12施設については駐車場内に防犯カメラを設置しており、画像を録画、保存し、当該個人情報の取り扱いについては、2006年7月13日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第196号及び2008年11月13日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第350号により、個人情報を本人以外から収集する必要性、コンピュータ処理を行う必要性、目的外に提供する必要性、本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略等について承認を得ているところである。

今般、新たに辻堂駅北口交通広場自転車駐車場の管理の指定を受け2009年8月1日から管理を開始するにあたり、防犯カメラ・録画機器の運用に関し、当該個人情報について他の防犯カメラ設置施設と同様の取り扱いを行いたく、今回の諮問に至ったものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、自転車の盗難等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性

防犯カメラの画像の保存にあたり、従来の電磁的媒体はビデオテープであったが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用されるため、消耗度が高く画像の劣化等長期的な使用が困難となっている。一方ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なことから、コンピュータ処理による方式を採用する必要性があるものである。

イ コンピュータ処理を行う個人情報

自転車等駐車場に出入りする者の画像

ウ システムの機器構成

機 種：別紙「資料1」のとおり

設置箇所：別紙「資料2」のとおり

エ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器は、管理事務所に配置しロック等により固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはロック設定がされており、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。日常的な管理としては、条例の定めるところに従い適正に取り扱うこと及び「防犯カメラ運用基準」に従い、管理する。

(4) 目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する必要性

刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については、答申第196号及び答申第350号で承認を得ている他の自転車等駐車場と同様に、防犯カメラの設置場所あるいはその付近において、自転車の盗難が行われた場合に限り、目的外提供を行うことができるものとするという包括的な取り扱いをする必要性があると判断したものである。

イ 目的外に提供する提供先

司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る）

また、目的外提供については、「市営有料自転車等駐車場の防犯カメラによる画像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」を定めている。

(5) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人と、当該施設利

用者名簿等による照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知を省略するものである。

(6) 実施時期（予定年月日）

本人以外のものから収集する個人情報	平成21年	8月1日
コンピュータ処理	平成21年	8月1日

(7) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ システムの機種：「資料1」

ウ システムの設置箇所：「資料2」

エ 防犯カメラ運用基準

オ 市営有料自転車等駐車場の防犯カメラによる画像データについて、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

防犯カメラ画像データ収集の目的は、自転車の盗難等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難である。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

防犯カメラの画像の保存にあたり、従来の電磁的媒体はビデオテープであったが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用されるため、消耗度が高く画像の劣化等長期的な使用が困難となっている。一方ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易である。

以上のことから判断すると、個人情報をコンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下に掲げる措置を講じることとしている。

録画機器は、管理事務所に配置しロック等により固定することで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはロック設定がされており、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。さらに、日常的な管理としては、条例の定めるところに従い、適正に取り扱うこと及び運用基準に従い、管理する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(3) 個人情報をも目的外に提供する必要性について

刑事訴訟法第197条第2項に基づく個人情報の照会については、協会が指定管理者として指定を受けた駐車場で発生した自転車盗難事件の捜査のために正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり、当該照会の正当性及び公共性が認められ、自転車の盗難事件の解決は当該駐車場の利用者である被害者を救済することでもあり、そのことが当該駐車場を管理する協会の利益と合致するものと認められることは、答申第196号及び答申第350号で承認をした他の自転車等駐車場と同様である。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(4) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、当該画像データで確認される個人と、当該施設利用者名簿等による照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上